

豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、市内事業所に太陽光発電設備等（以下「設備」という。）を導入する者及びPPA手法による電力供給事業を実施する者に対し、市内事業者太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、設備を購入し、市内事業所に設備を設置する者及びPPA手法による電力供給事業を実施する者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することにより、市内の事業活動における創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、もって地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備は別表第1に掲げるものとし、補助の要件は以下のとおりとする。

(1) 共通要件

未使用品であること

(2) 太陽光発電設備

ア 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計等から構成されるものであること

イ 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の認証を受けているもの又はその他の認証機関に登録済みの製品であるもの

ウ 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備が設置される事業所において1/2以上消費されること

(3) 蓄電池

蓄電池本体又はその一部が一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されている製品、JIS規格に準拠しているもの又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 市内事業所に設備を設置しようとする者

イ 市内事業所に設備を設置しようとする者とPPA手法による電力供給契約を締結し、PPA事業を実施しようとする者

(2) 豊橋市が徴収する税を滞納していない者（前号イに該当する者の場合、同イに規定する者の全てが、豊橋市が徴収する税を滞納していないこと）

2 設置しようとする事業所が登記されていること。

3 前項の条件を全て満たす者においても、設置しようとする事業所において過去に同一設備で同様の補助金交付を受けた場合、又は設置しようとする事業所において同一設備で同様の補助金交付を受ける場合は、この要綱の補助金交付を受けることができない。ただし、第11条の規定による当該設備の使用の期間が経過している場合（財産処分により第14条に基づく補助金の返還を行った場合においては、当該設備の当初の使用期間が経過している場合）において、新たな設備を導入する者については、この限りではない。

4 前項の規定に限らず、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象設備を処分し、

第 12 条第 2 項の規定に基づき処分承認の手続きを行った者は、補助金交付を受けることができるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。

(事前の申込み等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備に係る設置工事の着工予定日の 14 日前（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成 3 年豊橋市条例第 3 号）による市の休日に当たるときは、市の休日の前日）までに、あらかじめ豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金事前申込書（様式第 1。以下「事前申込書」という。）に次に掲げる書類等を添付して、市長に申し込まなければならない。

(1) 設置予定設備報告書、見積明細表（様式第 2）

(2) 補助対象設備の設置工事に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（ただし、契約書により対象設備の設置が確認できない場合、見積書等を添付すること）

(3) 設備を設置する事業所の図面（設備設置を図面に図示したもの）

(4) 太陽光発電設備を設置する予定の場合、JET その他の認証機関に登録済みの製品であることが分かる書類

(5) 蓄電池を設置する予定の場合は、蓄電池本体又はその一部が SII に登録済の製品であることが分かる書類、JIS 規格に準拠している製品であることのわかる書類又は一般社団法人電池工業会規格に準拠している製品であることのわかる書類のいずれか

(6) 自己の所有しない事業所等に補助対象設備を設置する場合は、当該事業所等の所有者の承諾書

(7) 設備設置自家消費計画書（様式第 3）

(8) その他市長が必要と認めたもの

2 市長は、事前申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該事前申込書の余白に受理決定日等を記載し、その写しを申込者に通知し、事前申込みを完了するものとする。

3 市長は、事前申込書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

4 補助金の交付を受けようとする者は、第 2 項の規定による事前申込みの完了を受ける前に、補助対象設備に係る設置工事に着手してはならない。

(計画変更等)

第 7 条 前条第 2 項の規定による事前申込みの完了を受けた者（以下「申込者」という。）は、事前申込書を受理された後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事前申込変更申請書（様式第 4）により市長に申し出なければならない。

(1) 補助金交付予定額の増減があるとき

(2) 補助対象設備設置の中止、又は補助対象者の条件を満たさなくなったことによる事前申込みの取下げをするとき

2 市長は、事前申込変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該事前申込変更申請書の余白に受理決定日等の記載をし、その写しを申込者に通知するものとする。

(交付申請等)

第 8 条 申込者は、補助対象設備に係る設置工事を完了したときは、豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（様式第 5。以下「交付申請書」という。）に次の書類等を添付して、次項に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置費用に係る領収書等の支払いを示す書類の写し

(2) 補助対象経費等確認書（様式第 6）

(3) 太陽光発電設備においては、以下のとおりとする。

- ア 保証書又は電力会社からの「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し
- イ 製造者又は製造業者を代行する業者が発行した出力対比表の写し。ただし、設置した全太陽電池モジュールの測定値の記載のある製造番号票を貼付した台紙（様式第7）に代えることができる。
- ウ 設置した事業所等の全景のカラー写真、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）のカラー写真、太陽電池モジュールの設置面のカラー写真を貼付した台紙（様式第8）
- エ 太陽電池モジュールの配置図

(4) 蓄電池においては、以下のとおりとする。

- ア 蓄電池本体のカラー写真、型番及び製造番号が確認できる銘板等のカラー写真を貼付した台紙（様式第9）
- イ 工事完了報告書（様式第10）、メーカー発行の保証書の写し
- ウ 保証書に第6条第1項（5）の規格を示す記載がない場合、出荷証明等の構成機器のわかるものの写し

(5) 連系される事業所の登記事項証明書の写し

(6) その他市長が必要と認めたもの

- 2 前項の規定による申請の期限は、別表第2に掲げる全ての事業完了日の翌日から起算して2か月以内とする。ただし、天災その他のやむを得ない理由があると特に市長が認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の申請期限までに第1項の規定による申請をしなかった申込者に係る事前申込みは、失効するものとする。
- 4 補助金の交付申請書は、交付申請書を提出する前年度以前に第6条第1項の規定による事前申込みをした者も対象とするが、補助制度及び補助額は、交付申請年度の補助制度及び予算に基づくものとする。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書（様式第11）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し通知するものとする。

- 2 交付が不相当と認められた場合は、豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金不交付決定通知書（様式第12）により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金請求書（様式第13）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（使用の期間）

第11条 補助事業者は、当該補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間継続して使用しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、前条に定める期間内において、補助事業により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供し（以下「処分等」という。）てはならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する処分等をする場合は、あらかじめ処分承認申請書（様式第14）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象設備を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 対象設備について、償却資産（固定資産税）の申告を適正に行わなかったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第11条に定める使用の期間を月数に換算したものから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第15条の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

（現地調査）

第16条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対し取得した財産（設備）に関する報告、又は現地調査を求めることができる。この場合において、補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

（協力要請）

第17条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関する市場調査などの協力を求めることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月14日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則（令和5年3月31日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条及び第5条関係） 補助対象経費及び補助額

| 補助項目 | 補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く) | 補助額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる) |
|------------|--|--|
| 太陽光発電設備(※) | 太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に係る費用 | 補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(kW表示で小数点以下2桁未満を切り捨て。)に20,000円を乗じて得た額とし、補助対象経費の10分の1の額又は1,000,000円のいずれか低い額を上限とする。 |
| 蓄電池(※) | 蓄電池と電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)で構成される設備の購入・据付、設置工事に係る費用 | 補助対象設備を構成する蓄電池の蓄電容量(kWh表示で小数点以下1桁未満を切り捨て。)に20,000円を乗じて得た額とし、補助対象経費の10分の1の額又は500,000円のいずれか低い額を上限とする。 |

※太陽光発電設備又は蓄電池の補助項目において、ハイブリッドパワーコンディショナ等の複数の機能を有する機器を導入する場合の補助対象経費は、当該機器の導入費用を、有する機能数で按分した額とする。

別表第2（第8条関係） 事業完了日

| 設備 | 事業完了日 |
|---------|--------------------------------|
| 太陽光発電設備 | 保証書に記載される保証の開始日又は系統連系・受給を開始した日 |
| 蓄電池 | 保証書に記載される保証の開始日 |